

2024年6月13日

各位

会社名 株式会社アジュバンホールディングス  
代表者名 代表取締役会長兼社長 中村 豊  
(コード:4929 東証スタンダード市場)  
問合せ先 管理本部本部長 惣田 健  
(TEL 078-351-3135)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年6月13日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年7月11日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 14,800株
(3) 処分価額	1株につき874円
(4) 処分総額	12,935,200円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名 14,800株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年4月20日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬制度を（以下「本役員報酬制度」という。）を導入することを決議し、2018年6月15日開催の第29期定時株主総会において、本役員報酬制度に基づき、報酬枠についてご承認を頂いております。

加えて、2021年6月17日開催の第32期定時株主総会において、監査等委員会設置会社移行のため、本役員報酬制度に係る報酬枠を改めて設定し、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、年額50,000,000円、監査等委員である取締役（非常勤の監査等委員である取締役を除く。以下「監査等委員である対象取締役」という。）に対して、年額5,000,000円の金銭報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として譲渡制限付株式の割当てを受けた日から10年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認を頂いております。

そのため、本自己株処分は、本役員報酬制度の一環として、対象取締役に対して実施されるものです。今回は、本役員報酬制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、譲渡制限

付株式取得の出資財産として支給する金銭報酬債権の合計は 12,935,200 円（以下「本金銭債権」という。）、当社が処分する普通株式の数は 14,800 株とすることにいたしました。また、本役員報酬制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること等を目的としており、譲渡制限期間を 30 年としております。

本自己株式処分においては、本役員報酬制度に基づき、割当予定先である対象取締役合計 6 名が当社に対する金銭債権の全部を出資財産として現物出資の方法により払込み、当社が処分する普通株式について引き受けることとなります。

### 3. 本割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社が対象取締役との間において締結する予定の本割当契約の概要は、以下のとおりです。

#### (1) 譲渡制限期間

2024 年 7 月 11 日～2054 年 7 月 10 日

#### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) 本割当株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社及び対象取締役は、本割当株式にかかる譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第 36 期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため 2024 年 6 月 12 日（取締役会決議の日の前営業日）における東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である 874 円として

おります。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上